

## 飼養衛生管理基準の添付書類一覧

### 1 農場の平面図（次のものを明示したもの）

- ① 衛生管理区域及びその出入口
- ② 消毒設備の設置個所

### 2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

#### 【記載例】

- ・衛生管理区域の出入口付近に立看板を設置している
- ・衛生管理区域の出入口にゲートを設置し施錠している
- ・衛生管理区域の出入口に監視員を配置（又はモニターを設置）している

### 3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面

#### 【記載例】

- ・衛生管理区域：動力噴霧器
- ・衛生管理区域：車両消毒ゲート及び踏込消毒槽

### 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに $0\text{m}^2/\text{頭（羽）}$ ）を記載した書面

畜舎ごとの家畜の飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本とする。例えば、

- ・区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する
- ・同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出する等

### 5 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

- ① 埋却用地の所在地
- ② 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、
  - イ その所有者の氏名又は名称
  - ロ 当該土地の利用に関する契約の内容
- ③ 埋却用地の面積・利用状況（※1）
- ④ 農場から埋却用地までの距離
- ⑤ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無
- ⑥ ⑤の説明に対する当該関係者の承諾の有無
- ⑦ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項

（※1）家畜の種類ごとに必要となる埋却地の標準面積

- ① 牛等の場合  $5\text{m}^2/\text{頭}$ （月齢が満二十四月以上のものに限る。）
- ② 豚等の場合  $0.9\text{m}^2/\text{頭}$ （月齢が満三月以上のものに限る。）
- ③ 家きんの場合  $0.7\text{m}^2/100\text{羽}$ （日齢が満百五十日以上のものに限る。）

- 6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、その状況として次に掲げる事項を記載した書類
- ① 焼却施設・化製場の名称・所在地
  - ② 農場から焼却施設・化製場までの距離
  - ③ 焼却施設・化製場の近隣住民その他の関係者への焼却・化製の実施に関する説明の有無
  - ④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無
- 7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した書面
- 8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル
- 9 大規模所有者（※2）（馬の所有者を除く。）の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

（※2）大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。

- ① 成牛（次のイ・ロに該当するもの）の場合 200 頭以上
  - イ 月齢が満17 月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
  - ロ 月齢が満24 月以上のその他の牛
- ② 育成牛等（次のイ・ロに該当するもの）の場合 3,000 頭以上
  - イ 月齢が満4 月以上満17 月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
  - ロ 月齢が満4 月以上満24 月未満のその他の牛
- ③ 水牛・馬の場合 200 頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10 万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1 万羽以上



定期報告書の添付書類【その2】

農場名		飼養衛生管理者	0
-----	--	---------	---

2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするための措置

立入禁止看板、門、ロープ等を設置している	はい・いいえ	「はい」の場合は設置場所をチェック
<input type="checkbox"/> 農場敷地の入口 <input type="checkbox"/> 衛生管理区域の入口 <input type="checkbox"/> 畜舎ごとの入口 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

立入禁止看板、門、ロープ等の設置が「いいえ」の場合、具体的な措置を以下に記入。

--

3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類

設置場所	消毒設備の種類
衛生管理区域入口	<input type="checkbox"/> 動噴 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 石灰帯 <input type="checkbox"/> 手指消毒 <input type="checkbox"/> その他 ( )

4 畜舎ごとの家畜の飼養密度

番号	畜舎名	舎面積	収容頭数	豚房数	1層の床面積 (㎡)	1房当りの頭羽数	占有面積(㎡/頭)	種類	飼養形態
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

- 注意
1. 畜舎名は農場の平面図（添付書類【その1】）に記された畜舎の名称を記入する。
  2. 専有面積は、牛床、畜房、ケージの面積を頭羽数で除して、1頭あたりの面積を記入する。
  3. 種類は家畜の発育時期による区分等を記入する。  
 記入例 牛：子牛、育成牛、成牛、豚：子豚、肥育豚、母豚、鶏：育成鶏、採卵鶏、等
  4. 飼養形態には畜舎構造の特徴を記入する。  
 記入例 繋ぎ牛舎、フリーストール（単飼・群飼育の別）、〇〇階建  
 平飼い、直立〇〇段ゲージ 等
  5. 記入欄が不足する場合は、裏面に記入するかまたは用紙を複写して用いる。

定期報告書の添付書類【その3】

農場名		飼養衛生管理者	0
-----	--	---------	---

5 家畜伝染病発生時に焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の準備

① 埋却用地を確保している	はい・いいえ	「はい」の場合は7と【その4】9を記入
② 焼却・化製処理のための準備措置を講じている	はい・いいえ	「はい」の場合は8と【その4】9を記入

6 5の①、②とも「いいえ」とした場合は、これらを確保するための取組状況を下欄に記入。

7 埋却用地の確保の状況（5の①が「はい」のとき）

① 埋却用地の所在地

②埋却用地が自己の所有する土地でない場合は以下に記入

ア その所有者の氏名又は名称

イ 当該土地の利用に関する契約の内容

**注意** 契約書等書面により確認できるものがあれば写しを添付すること。

③埋却用地の面積・利用状況

④ 農場から埋却用地までの距離

面積	m <sup>2</sup>	距離	km
利用状況			

【参考】飼養衛生管理基準に定められた埋却用地の標準面積。			
・ 成牛（月齢が満24月以上の牛をいう）	1頭あたり	5	平方メートル
・ 肥育豚（月齢が満3月以上のものに限る。）	1頭あたり	0.9	平方メートル
・ 成鶏（日齢が満150日以上鶏をいう。）	100羽あたり	0.7	平方メートル

8 焼却・化製処理のための準備措置の状況（5の②が「はい」のとき）

① 焼却施設・化製処理場の名称

② 焼却施設・化製処理場の所在地

③ 農場から焼却施設・化製処理場までの距離

距離	km
----	----

定期報告書の添付書類【その4】

農場名		飼養衛生管理者	0
-----	--	---------	---

9 埋却用地、焼却・化製施設周辺への事前説明

埋却・焼却・化製処理の実施に関する説明の有無及び承諾の有無

説明の有無	有・無	→「有」の場合は、下欄に記入
説明の対象者		承諾の有無
		有・無

注意 7から9については、埋却用地（焼却・化製施設）が複数ある場合は埋却用地(施設)ごとに作成する。

10 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

飼養衛生管理マニュアルの写しを添付する。

11 大規模所有者の追加報告項目

所有者は「大規模所有者」に該当する	はい・いいえ
-------------------	--------

大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。

- ① 成牛の場合 200頭以上  
(成牛とは、満24月以上の牛、ただし、乳用雄および交雑種では満17月以上)
- ② 育成牛の場合 3,000頭以上 (育成牛とは、成牛を除く満4月以上の牛)
- ③ 水牛・馬の場合 200頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・いのしし・豚の場合 3,000頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

「はい」の場合は、従業員が農林水産大臣が定める一定の症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写しを添付する。

(従業員へのお知らせリーフレットの写しを提出、  
またはマニュアルの緊急連絡網の部分の写しを提出)